

瀬戸市サッカースクール 規約

2014年3月吉日

サッカースクール代表 伊藤 善史

第1章 総則

本会は「瀬戸市サッカースクール」(以後、本会)と称する。本会は瀬戸市体育協会承認の元、瀬戸市のスポーツ活動に貢献してサッカー普及と選手の育成を重視して推進する。

第2章 目的

1. 地域の学校教育活動外においてサッカーを通じて礼儀や協調性を養い、心身の健全な育成を目的とする。
2. スキルを磨き、技術力・集中力・向上心などの育成を目的とする。
3. 生涯スポーツとしてサッカーの楽しさを伝えることを目的とする。
4. 地域のスポーツ活動及び福祉活動への発展と貢献を目的とする。

第3章 指導方針

「基本技術/戦術の年齢別カリキュラム」に伴い、レベルを3水準に設けて基礎技術から発展的技術として一貫指導を行う。

- レベル1(7～8歳):基礎トレーニング... サッカーの楽しさを追求
- レベル2(9～10歳):基礎トレーニング... 基本技術習得
- レベル3(11～12歳):発展トレーニング... あらゆる要素習得の基盤作り

第4章 事業

第1条 活動

- 事業計画に基づき、年間30回程度のサッカー指導を行う。
- 本会の活動はトレーニングのみとして試合は行わない。
- 年度更新であるが小学生年代の指導を卒業まで継続的に行うものとする。

第2条 運営

- 本会を円滑な運営する為に本規約を遵守する。
- 本会はボランティアとして組織する。
- 年度開始時に説明会を行い、保護者へ説明を行う。
- 予算計画及び収支報告をサッカー協会に年1回報告を行う。

第5章 参加会費について

第1条 会費

参加費を年間6000円(スポーツ保険を含む)として設定する。

第2条 会費の支払い

- 指定の期日までに体育館事務所に会費を支払う。途中申請は代表者に申請とする。
- 退会する場合でも会費を戻さない。休部についても同様とする。

第3条 会費の運用

- 本会はボランティア組織の為、原則として指導者に対して交通費の支給のみとする。
- 指導者の交通費は参加日数に対して半期(10月、3月)でまとめて支給する。
- 第4章(事業)を達成するために必要な経費及び指導備品、スポーツ保険などは会費より支払う。

第4条 指導者への支給品について

- 練習着の支給。(年度余剰金の積立にて購入する)
- 必要な指導備品の支給。(マーカー、ビブス、コーンなど)
- 支給品が破損した場合は交換とする。(破損品と入替え)
- 指導者が退会及び長期休暇する場合は支給品の全てを速やかに返却のこと。返却なき場合は金銭返却をお願いする。

第5条 会計報告

- 予算計画及び収支報告は3月に実施する。会計監査を受けサッカー協会の総会にて年1回報告を行う。
- 会計監査は代表もしくはサッカー協会常任理事会にて任命された監査員にて行う。
- 会計に不正の事実が発生した場合は協議し決議する。

第6章 構成

本会は役員及び指導者にて推進するものとする。

第1条 役員

役員は代表・副代表・会計とし瀬戸市サッカー協会に属する。

第2条 指導者

- 半数以上の日程で参加できる指導者をコーチと言う。それ以下は指導手伝いとする。
- コーチは1学年2名以上として代表者を選出して指導する。
- 年度更新時に担当コーチの変更及び追加を行う。状況により途中補充/是正するものとする。

第3条 任期

役員及び指導者の任期は1年間とする。特別な場合を除き留任意を妨げない。

第7章 怪我発生時において

怪我は十分注意して指導を行うが発生した場合は下記とする。

- 怪我は応急処置までとする。
- 保証はスポーツ保険の範囲内とする。
- 見舞金など金品に関わることを行わない。

第8章 入会及び退会

第1条 条件

瀬戸市在住もしくは在学の小学生として認定は役員にて承認とする。

第2条 入会

指定の期日までに申請を行い承認のこと。途中申請については代表者にて承認とする。

第3条 退会

保護者の申し出により可能とする。また、本会に著しく損害をかける行為が発生した場合は議を持って退会させることができる。如何なる場合も部費の返金は行わない。

第9章 事務局

事務局は代表者宅に置く。

第10章 規約改訂

本規約の改定はサッカー協会の賛同により改訂できる。

設立年月日 : 昭和48年 4月 1日